

# 川口市道路位置指定に関する手引き

令和8年4月

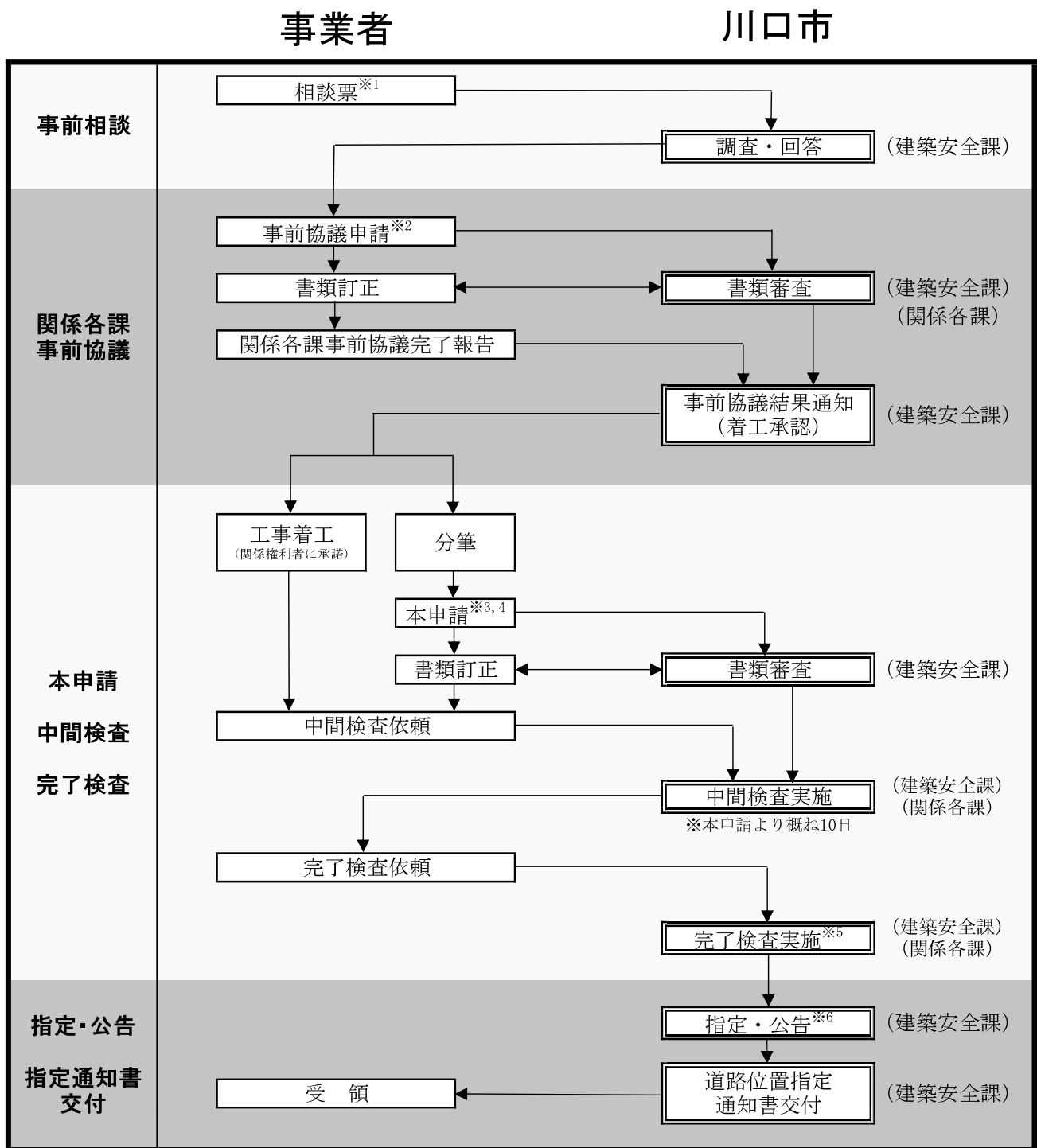


川口市都市計画部建築安全課

## 目 次

道路位置指定申請に係る手続きフロー	1 ページ
道路指定の変更（廃止）申請に係る手続きフロー	2 ページ
川口市道路位置指定基準	3 ページ
道路位置指定手続きについて	1 1 ページ
道路位置指定申請に必要な書類と記載事項について	1 2 ページ
道路位置指定変更（廃止）申請に必要な書類と記載事項について	1 3 ページ
関係権利者の同意について	1 6 ページ
道路位置指定基準の解釈について	1 7 ページ
参考資料	3 0 ページ
道路位置指定に関する関係協議先一覧	3 4 ページ
道路位置指定書式一覧	3 6 ページ
位置指定相談票	3 7 ページ
道路位置指定事前審査申請書	3 9 ページ
道路位置指定申請書（様式第 1 2 号）	4 4 ページ
道路位置図（様式第 1 3 号）	4 5 ページ
道路位置指定通知書（様式第 1 4 号）	4 6 ページ
道路指定の変更（廃止）申請書（様式第 1 5 号）	4 7 ページ
道路指定の変更（廃止）通知書（様式第 1 6 号）	4 8 ページ
申請取下書（様式第 2 3 号）	4 9 ページ
建築基準法（抜粋）	5 0 ページ
建築基準法施行令（抜粋）	5 0 ページ
建築基準法施行規則（抜粋）	5 1 ページ
川口市建築基準法施行細則（抜粋）	5 2 ページ

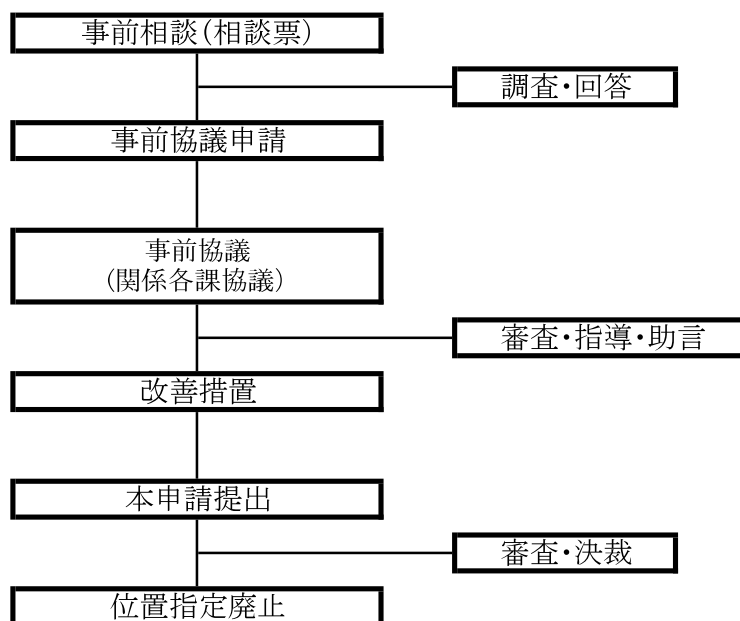
# 道路位置指定申請に係る手続きフロー



- ※1 開発行為に該当するか否かについては、別途開発審査課に相談して下さい。
- ※2 関係各課事前協議において、事前協議申請書を建築安全課及び関係各課に配布後、計画の変更が生じた場合は、建築安全課及び関係各課に変更後の資料を再配布し、再度協議を行って下さい。
- ※3 本申請は、事前協議結果の通知日から1年以内に申請を行って下さい。1年を超えたものについては再度事前協議申請を行って下さい。
- ※4 本申請後は、計画の変更が生じないよう心掛けてください。
- ※5 中間検査を行わない場合、完了検査は、本申請より概ね10日以後となります。
- ※6 指定道路部分の地目変更は、『指定・公告』前までに行ってください。

## 道路指定の変更（廃止）申請に係る手続きフロー

---



### 注意事項

※道路位置指定の廃止は、廃止後に道路位置指定周囲の建築物が接道要件を満たすことが条件となりますのでご注意ください。

(実施基準日 令和6年12月1日)

川口市

道路位置指定基準

川口市建築安全課

## 総 則

### 1 目 的

この指定基準は、建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則、川口市建築基準法施行細則に基づき指定に係る基準を定めるものである。

### 2 法令の略称規定

この指定基準において、次の法令は当該各号に定めるとおり略称する。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号） 法
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） 令
- (3) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） 規則
- (4) 川口市建築基準法施行細則（昭和55年6月27日規則第21号） 細則

法令名	根拠条項	許認可等の内容	標準処理期間
建築基準法	第42条第1項第5号	道路位置指定	30日間

## 第1 定義

本基準において位置指定道路とは、法第42条第1項第5号に『土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの』とあり、法第42条第1項第5号に明記された法令によることができずに道を築造する道路とする。

## 第2 申請図書記載事項

申請図書記載事項は、次のとおりとする。

### (1) 申請者

申請者は、位置指定道路を新設、変更又は廃止しようとする者。

### (2) 図面作成者及び申請代理人

図面作成者及び申請代理人は、原則として建築士、測量士又は土地家屋調査士等とする。

### (3) 申請に係る土地の地名地番

申請に係る土地の地名地番は、位置の指定を受けようとする道の敷地の地名、地番（地番及び号を含む）とする。

### (4) 申請に係る道路の幅員、延長及び面積

幅員は各幅員別に記載する。延長は、各幅員別の合計延長とする。面積は各幅員並びに各延長別の合計面積とする。

### (5) 付近見取図

規則第9条の規定による付近見取図は、方位、申請に係る位置指定道路の位置、付近の目標、街区及び既存道路等の状況を明確に表示すること（単なる案内図とは異なる）。

### (6) 位置指定道路及び自動車転回広場の構造図

構造図は構造断面図とし、縮尺は1/50以上で作成し、側溝等及び標示杭の位置、路面の構造を図示すること。

(7) 規則第9条に規定する地籍図

ア 申請図は凡例に従って作成し、縮尺は原則として1/100、1/200又は1/300とする。

イ 方位は、付近見取図と一致させること。

ウ 位置指定道路の位置は起点からの距離を表すこと。

エ 地番号界及び地番号を記載すること。

オ 既存建築物及び工作物の配置を記載すること。

カ がけ、擁壁又は高低差のある場合は図示すること。

キ 敷地の区画割を記入し、併せて敷地の各辺の長さを記入すること。

ク 公道、私道の種別と位置、幅員を記入し、既存の位置指定道路がある場合は、指定年月日、番号、幅員及び延長を明記すること。

ケ 土地の形態、状況を表すのに必要な表示及び事項、例えば鉄道区域界、池、立木等を記入すること。

(8) 位置指定道路の縦断面図

位置指定道路の縦方向に2.5パーセント以上の高低差が生じることとなる箇所がある場合は、高低差、勾配等を図示すること。

(9) 承諾者欄

ア 権利別に承諾者の住所、氏名及び承諾年月日を記入し、実印を捺印すること。

イ 公有地管理者、法廷代理人等のある場合は、これらの資格を権利別欄に記載すること。

(10) 承諾を必要とする関係権利者の範囲

ア 位置指定道路、当該道路を利用する宅地及び、当該道路に隣接する土地の土地・建物等の権利者。

イ 共同物件の場合は全権利者。

ウ 権利者が未成年者等の場合は、親権者等。

エ 公有地については、その管理者。

オ 令第144条の4第1項第1号ロによる公園等に接続する場合は、通り抜けることについての承諾をすることができる権限を有する者。

カ 既存の私道に接続して指定を受ける場合は、その私道の所有権者全員。

キ 相続関係等については、遺産分割協議書等で明確にされた権利者。

ク 権利の範囲は、所有権、地上権、賃借権、(根)抵当権、永小作権、地役権、質権、差押債権、先取特権の権利を有する者(仮登記権利者を含む)。

ケ 管理者(申請に係る道路を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者をいう。以下、位置指定道路の管理者という。)

※ 原則、権利者は登記事項証明書のア区(所有権)及び乙区(所有権以外の権利)の記載事項により判断する。

(11) 一般事項

ア 相続関係を明らかにする場合は承諾者備考欄にその旨を記載すること。

イ 様式第12号の申請書及び様式第13号の承諾欄及び図面のつなぎあわせ目には、原則として、関係権利者全員及び代理人の割印をすること。

ウ 隣接地の承諾が取れないため、やむを得ず隣地境界線から離して位置指定道路を設ける場合は、25センチメートル以上離隔すること。

なお、この場合においては、全体計画敷地に含むこととし、位置指定道路との間に塀や柵等を設けて位置指定道路が隣地に接していないことが一見してわかるようにすること。

### 第3 位置指定道路に関する基準

位置指定道路は、令第144条の4の基準によるほか、次に定める基準により配置設計を行うこと。

#### 1 位置指定道路の接続先道路

(1) 位置指定道路は、法第42条第1項第1号から第3号又は第5号に規定する幅員4メートル以上の道路（以下「道路」という。）及び第42条第2項に接続していること。

#### 2 位置指定道路の幅員

(1) 位置指定道路の幅員は、4メートル以上とすること。

(2) 位置指定道路の幅員は、位置指定道路の中心線に対し直角に測定すること。

(3) 法第42条の道路でない道を含めて指定を受けようとするときは、事前にその管理者と協議すること。

#### 3 位置指定道路の延長の算定

(1) 位置指定道路の延長は、その道路の中心線の長さの合計とすること。

(2) 水路をまたぐ場合の延長は、水路部分を含めないものとする。ただし、転回広場を設けるための延長起算には水路部分を含めるものとする。

(3) 延長の起点は、接続先道路との境界線から測定すること。接続先道路が法第42条第2項の場合は、後退線を境界線とみなす。

(4) 令第144条の4第1項第1号口において規定されている公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものとは、いつでも自由に自動車を転回することができ、将来ともその状態が継続する公的空間とする。

(5) 位置指定道路の延長は、隅切り部を含む間口の幅以上とすること。ただし、既存の私道から延伸し、新たに位置の指定を受けようとする場合は幅員以上とする。

#### 4 位置指定道路のすみ切等

(1) 角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を位置指定道路に含むすみ切を両側に設けること。

(2) 角地の隅角が60度以下で交差する箇所は、せん除長を2メートル以上とすること。

(3) 位置指定道路が水路をはさんで道路に接続する場合は、すみ切りを設けた場合と同等以上の長さを含む有効な幅員を有する水路占用を受けること。

(4) 令第144条の4第1項第2号ただし書きにおいて規定されている周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認める場合については次のアからエとする。ただし、可能な限り視距の確保に努めること。

ア 土地の形状上、物理的に両側にすみ切を設けることができず、片側のみに設ける場合において角地の隅角をはさむ辺の長さ3メートルの二等辺三角形の部分を位置指定道路に含む片側すみ切りを設けるとき。

イ 位置指定道路が接続する既存道路に2メートル以上の歩道がある場合は、すみ切りを不要とすることができる。

ウ 位置指定道路が接続する既存道路に1メートル以上の歩道がある場合は、両側に角地の隅角をはさむ辺の長さ1メートルの二等辺三角形の部分を位置指定道路に含むすみ切りとして設けるとき。

エ 土地の形状上、物理的に両側にすみ切を設けることができない土地において、位置指定道路が接続する既存道路に1メートル以上の歩道がある場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を位置指定道路に含む片側すみ切りとして設けるとき。

5 位置指定道路の構造

- (1) 令第144条の4第1項第3号において規定されている通り、砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。その他ぬかるみとならない構造とは、表層をアスファルト舗装50ミリメートル以上又はこれと同等以上とし、路盤は上層路盤を粒調碎石100ミリメートル以上、下層路盤を切込碎石150ミリメートル以上としたものを標準とする。
- (2) 令第144条の4第1項第5号において規定されている、必要な側溝、街渠その他の施設は原則として位置指定道路の両端に配置し、接続する前面道路の構造に合わせ車両の通行に耐えうるU字型側溝又はL字型側溝を布設し、終端は縁石等で明確にすること。

6 排水施設

- (1) 公共下水道供用区域内における位置指定道路の排水施設については、関係各課の協議に従い施工すること。
- (2) 公共下水道供用区域外における位置指定道路は、原則両端に側溝を設け放流し、放流先である道路側溝あるいは排水路については、関係各課の協議に従い施工すること。
- (3) 上記に定めるほか、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適切な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設を設けること。

7 給水施設及び消防水利施設

- (1) 給水施設及び消防水利施設については、それぞれ関係各課と協議すること。

8 位置指定道路の付属物等

- (1) 位置指定道路及びその付近の通行に安全上支障がある場合は、防護柵を設置する等適切な処置を講じること。
- (2) 位置指定道路の境界及び屈折点（曲線）並びに利用宅地については、石杭等をもって明確に表示すること。
- (3) 幅員が6メートル未満の位置指定道路内に電柱等を設置しないこと。

9 自動車転回広場

- (1) 自動車転回広場は、令第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車転回広場に関する基準（昭和45年12月28日建設省告示第1837号）に基づき配置すること。
- (2) 石杭、側溝等で境界を明確にし、位置指定道路と一体の構造で整備すること。

10 道路等の分筆及び地目変更

- (1) 位置指定道路（自動車転回広場含む）及び接続先道路の後退部分（拡幅道路の後退部分を含む）を分筆すること。
- (2) 地目を「公衆用道路」に変更すること。

11 工事の検査

- (1) 位置指定道路の路盤完了時に必要に応じ中間検査を受けること。
- (2) 位置指定道路の工事が完了したときは、完了検査を受けること。

12 都市計画施設の区域内等における制限

- (1) 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において位置指定道路を計画する場合は、関係各課と協議すること。

13 廃止・変更

- (1) 廃止及び変更後は、法、令、規則等に適合すること。
- (2) 通り抜け道路の一部廃止は、原則として認めない。
- (3) 道路の幅員を一部だけ変更することは、原則として認めない。
- (4) 廃止により路地状敷地が生ずる場合は、路地状部分の土地の使用関係を明確にすること。  
又、借地の場合は、建築敷地としての使用承諾を得ること。
- (5) 廃止及び一部廃止並びに変更を行う場合は、新設する場合と同様に関係権利者の承諾を必要とする。
- (6) 位置指定道路の延長を短くする場合は、残る位置指定道路の延長は当該位置指定道路の間口の幅を下回ることとはできない。
- (7) 廃止・変更の手続は、原則として新設の手続を準用する。

14 その他

この基準によりがたいもの又はこの基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成12年 4月1日から施行する。

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

この基準は、平成30年 4月1日から施行する。 (改正)

この基準は、平成31年 4月1日から施行する。 (一部改正)

この基準は、令和 6年12月1日から施行する。 (一部改正)

道路位置指定に係る標準処理期間

1 標準処理期間

次の表に掲げる許認可等に係る事務は、同表標準処理期間の欄に定める日数の範囲内で、迅速かつ適正に処理するように努めなければならない。

事務の名称	根拠法令	標準処理期間	備考
道路位置指定	法第42条第1項第5号	30日	

2 標準処理期間の算定方法

前記1の標準処理期間は、申請書を受け付けた日の翌日から起算して、許認可等の文書を発送する日までの日数とする。

この場合において、次の各号に掲げる日数は、標準処理期間に算入しないものとする。

- (1) 申請書等の不備により申請者との照復に要する日数
- (2) 協議に要する日数
- (3) 川口市の休日をも定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する休日の日数
- (4) 工事に要する日数

3 道の位置の指定に係る許認可等について、特別な理由により標準処理期間を著しく超えることが予測される場合は、必要に応じてその理由等を申請者に通知するものとする。

## 道路位置指定手続きについて

---

### (1) 相談票について

- ・計画地及び周辺の道路・排水の公共施設の状況、造成等の有無についての調査を行うため、予め相談票を提出すること。

### (2) 事前協議申請書について

- ・道路の位置の指定を受けようとする場合は、本申請に先立ち「道路位置指定事前協議申請書」を提出すること。
- ・関係各課との協議後の『道路位置指定に関する協議書』にて、中間検査又は完了検査の有無を確認すること。

### (3) 道路の築造工事等について

- ・事前協議結果通知を受けてから工事に着手すること。
- ・近隣の方に迷惑がかからないよう、工事を行うこと。
- ・本申請までに指定道路部分の分筆を行うこと。

### (4) 本申請（道路位置指定申請）について

- ・本申請は、中間検査又は完了検査の概ね10日前までに申請すること。検査希望日の直前に本申請された場合は、検査希望日に添えない場合がある。
- ・建築基準法に基づく工作物（擁壁）の確認申請が必要な場合は、本申請までに確認済証の交付を受けること。

### (5) 中間検査・完了検査について

- ・本申請後、審査担当者とは日程調整し、検査を受けること。
- ・中間検査は、必要に応じて受けること。中間検査の有無は、『関係各課事前協議』の手続きにおける『道路位置指定に関する協議書』にて確認すること。
- ・路盤の状況等については、中間検査又は完了検査時に工事写真にて確認を行う。
- ・中間検査又は完了検査は、本申請後概ね10日後に実施する。
- ・主な検査項目は、位置指定道路幅員、延長、隅切、構造、排水施設等の確認とする。
- ・上記の検査項目の他、関係各課が所管する事項を確認する。

### (6) 計画の変更について

- ・原則として、本申請後の変更は認めない。
- ・計画に変更が生じる場合は、速やかに建築安全課へ報告し、必要に応じて関係各課との再協議及び書類の差替えを行うこと。
- ・関係各課との協議内容が変わる場合は、速やかに再協議を行い、建築安全課へ報告すること。
- ・届出書等の提出は不要とする。

### (7) 道路位置指定の廃止について

- ・道路位置指定に接している全員の同意（所有者、関係権利者）が必要となる。
- ・同意については、実印と印鑑証明書が必要となる。

### (8) 指定・公告について

- ・完了検査及び指定道路部分の地目変更確認後に指定の公告を行い、指定通知書の交付を行う。

## 道路位置指定申請に必要な書類と記載事項について

### (1) 事前協議申請書

事前協議に必要な書類は、次のとおりとする。

(提出部数：正・副各1部及び協議先必要部数)

- ① 道路位置指定事前協議申請書 ※P 3 9 参照
- ② 委任状
- ③ 添付図面（表-1 のとおり） ※P 1 4、P 1 5 参照
- ④ 道路予定地及び当該道路予定地に接する土地の公図の写し
- ⑤ 道路予定地及び当該道路予定地に接する土地の登記事項証明書
- ⑥ 道路予定地及び当該道路予定地に接する土地にある建物の登記事項証明書
- ⑦ 道路位置図（様式第13号：記載内容チェック用、A3版可で押印不要とする）
- ⑧ 仮換地図・仮換地証明・底地証明（土地区画整理事業施行地区内の場合）
- ⑨ その他、市長が必要と認める書類

### (2) 道路位置指定申請書・通知書 (本申請)

道路位置指定申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(提出部数は正・副各1部とし、書類等は、事前申請で使用した補正完了済のものを使用可能)

- ① 道路位置指定申請書（正）（様式第12号）
- ② 道路位置指定通知書（副）（様式第14号）
- ③ 委任状
- ④ 道路状の敷地及び当該道路状の敷地に接する土地の公図の写し(原本)
- ⑤ 道路状の敷地及び当該道路状の敷地に接する土地の登記事項証明書(原本)  
※④⑤は分筆後のもの
- ⑥ 様式第12号の申請書に承諾した者の印鑑証明書
- ⑦ 道路または水路占用許可書の写し
- ⑧ 道路位置図（様式第13号：A2版とし承諾者が実印押印したもの）
- ⑨ 添付図面（表-1 のとおり） ※P 1 4、P 1 5 参照
- ⑩ 仮換地図・仮換地証明・底地証明（土地区画整理事業施行地区内の場合）
- ⑪ その他、市長が必要と認める書類

## 道路位置指定変更（廃止）申請に必要な書類と記載事項について

### (1) 事前協議申請書

事前協議に必要な書類は、次のとおりとする。

（提出部数：正・副各 1 部及び協議先必要部数）

- ① 道路位置指定事前協議申請書（《廃止》と追記）
- ② 委任状
- ③ 添付図面（表－1 の 1、2、3） ※P 1 4 参照
- ④ 道路位置指定及び当該道路に接する土地の公図の写し
- ⑤ 道路位置指定及び当該道路に接する土地の登記事項証明書
- ⑥ 道路位置指定及び当該道路に接する土地にある建物の登記事項証明書
- ⑦ 道路位置図（廃止）（様式第 1 3 号：記載内容チェック用、A 3 可で押印不要とする）
- ⑧ 仮換地図・仮換地証明・底地証明（土地区画整理事業施行地区内の場合）
- ⑨ その他、市長が必要と認める書類

### (2) 道路位置指定 変更（廃止）申請書 ・通知書

道路位置指定申請変更（廃止）に必要な書類は、次のとおりとする。

（提出部数は正・副各 1 部とし、書類等は、事前申請で使用した補正完了済のものを使用可能）

- ① 道路指定の変更（廃止）申請書（正）（様式第 1 5 号）
- ② 道路指定の変更（廃止）通知書（副）（様式第 1 6 号）
- ③ 委任状
- ④ 様式第 1 5 号の申請書に承諾した者の印鑑証明書
- ⑤ 道路位置図（廃止）（様式第 1 3 号：A 2 版とし承諾者が実印押印したもの）
- ⑥ 添付図面（表－1 の 1、2、3） ※P 1 4 参照
- ⑦ 廃止後の土地利用計画図
- ⑧ 仮換地図・仮換地証明・底地証明（土地区画整理事業施行地区内の場合）
- ⑨ その他、市長が必要と認める書類

表-1 (添付図面)

No.	名 称	標準縮尺	記 載 事 項	備 考
1	位 置 図 (案内図)	$\frac{1}{2,500}$ 程度	I 方位 II 道路の位置 III 目標となる建物等	
2	公 図	$\frac{1}{500(600)}$	I 方位 II 道路及び計画敷地を赤線で記入	計画敷地及び周辺の地番が表示されたもの
3	現 況 図	$\frac{1}{200}$ 以上	I 方位 II 道路計画敷地の境界 III 高低差 IV 指定を受けようとする道路の位置 V 既存道路の位置、幅員、種別 VI 既存排水施設の位置、形状 VIII 隣接建物の位置	実測に基づくもの
4	求積図及び 求積表	$\frac{1}{200}$ 以上	I 土地利用全体面積 II 道路面積 III 利用宅地の区画面積 IV その他(道路後退部分等)	小数点第3位以下切り捨て、第2位まで表示すること 単位：m <sup>2</sup>
5	土地利用計画図 給水施設計画図 排水施設計画図	$\frac{1}{200}$ 以上	I 方位 II 計画区域の境界 III 指定を受けようとする道路の位置、形状、勾配、幅員、延長、計画高 IV 計画区域内の宅地割、地盤高、擁壁の位置及びその構造 V 計画区域内及び周辺の既存道路の位置及び種別・幅員(都市計画決定した計画道路を含む) VI 計画区域周辺の地形 VII 計画区域内の側溝及び下水管の位置並びにそれらの排水流末の処理方 VIII 切土及び盛土 IX 既存建物及び予定建築物の用途・位置 X 既存及び新設の電柱位置 XI 縦横段面線の符号	指定を受ける道路部分は、赤線で囲むこと  側溝等については既存道路の構造と合わせること

No.	名 称	標準縮尺	記 載 事 項	備 考
6	構 造 図	$\frac{1}{50}$ 以上	I 道路、排水施設及び付帯施設の構造(ブロック・フェンス・マス等)	
7	公道取付 平面図 縦断図	$\frac{1}{20}$ 以上	I 既存及び新設道路の高低差 II 既存道路の歩車道の状況 III 既存道路の新旧の側溝等 IV 既存道路と新設道路の舗装の取合い V 既存道路の舗装等の復旧範囲	
8	道路組成図	$\frac{1}{50}$ 以上	I 路盤及び表層の厚さ・材質 II 側溝等の規格及び材質 III 横断勾配 IV 埋設管等の位置及び深さ	アスファルト舗装と同等以上とし、組成は 表層 50mm以上 上層路盤100mm以上 下層路盤150mm以上 を標準とする

## 関係権利者の同意について

(1) 意義	<p>道路の位置の指定を受けた場合、当該道路敷については、道路としての性格上、建築物等を築造することができず（法第44条及び第45条）、私有地に重大な権利の制限が課せられることになる。</p> <p>そこで、道路の位置の指定申請にあたっては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地及び隣接地の所有者及び抵当権者、又はその土地にある建築物もしくは工作物に関して権利を有する者の承諾書」が必要になる。</p>
(2) 関係権利者の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 承諾書を必要とする関係権利者の範囲は、次に掲げるものとする。<ol style="list-style-type: none"><li>I. 指定を受けようとする道路となる土地（以下「位置指定道路」という。）と合わせて、当該位置指定道路を利用する宅地及び、当該位置指定道路に隣接する土地の土地・建物等の権利者</li><li>II. 共同物件の場合は全権利者</li><li>III. 権利者が未成年者等の場合は、親権者等の承諾</li><li>IV. 令第144条の4第1項第1号ロによる公園等に接続する場合は通り抜けることについての承諾をすることができる権限を有する者の承諾</li><li>V. 既存の私道に接続して指定を受ける場合は、その道路の土地所有者全員の承諾</li><li>VI. 相続関係等については、法定相続人を文書等で明確にし、権利者の承諾</li><li>VII. 権利の範囲は、所有権、地上権、賃借権、（根）抵当権、永小作権、地役権、質権、差押債権、先取得権の権利を有する者（仮登記権利者を含む）</li><li>VIII. 位置指定道路の管理者</li></ol></li><li>※ 権利者は登記事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）の記載事項で判断する。</li></ul>
(3) 承諾書の様式	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 細則様式第12号、第13号、第14号、第15号、第16号による。</li><li>・ 権利者が未成年者等の場合には、民法で定められた代理人等（代理人等は、戸籍謄本等により確認する。）の同意が必要。</li></ul>
(4) 印鑑証明書等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人、法人に係わらず真正な権利者の押印であることを確認するため、承諾に係る印は実印とし、印鑑証明書を必ず添付するものとする。</li><li>・ 関係権利者を確認のための登記事項証明書等は、可能な限り最新のものを添付すること（原則として6か月以内）。</li></ul>

(5)その他

- ・ 相続関係を明らかにする場合は、承諾書備考欄にその旨を記載すること。
- ・ 隣接地の承諾が取れないため、やむを得ず隣接地境界線から離して位置指定道路を設ける場合は、当該隣接地境界線より25cm以上離し計画すること。  
なお、この場合には、位置指定道路と隣接地との間に塀、柵等を設けて位置指定道路が隣接地に接していないことが、一見してわかるようにすること。  
また、誓約地、除外地の表記及び位置指定道路との区画表記について明確に記載すること。
- ・ 前項『(2) 関係権利者の範囲』に示した権利関係に関する記載事項について訂正を行う場合は、その部分の権利者の訂正印を必要とする。ただし、権利関係に及ばない軽微な訂正については、代理人において可能とする。

## 道路位置指定基準の解釈について

令第144条の4の基準によるほか、次に定める基準により配置・設計を行うものとする。

(1)接続先道路

- ・ 接続先道路が公道の場合は、官民境界を確定させること。
- ・ 接続先道路が公道で、後退を要する場合は、後退部分は原則寄付採納を行うこと。
- ※ 法第43条第2項第1号及び第2号による通路を接続先道路とすることはできない。

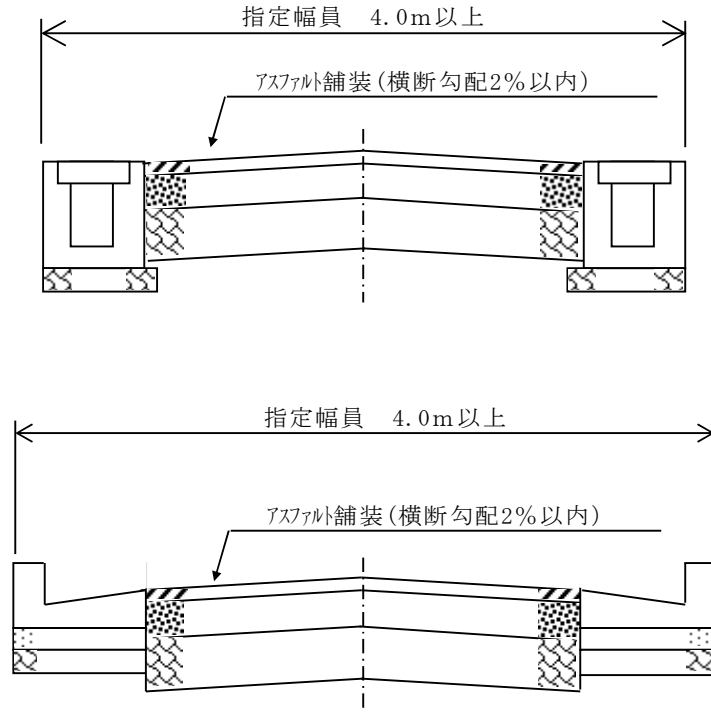
(2)既存建築物

- ・ 位置指定道路の指定により、既存の建築物が法に抵触しないこと。

(3)位置指定道路の形態  
ア 幅員

- 位置指定道路の幅員は、有効で4.0m以上確保し、接続する前面道路の構造・形態に合わせて次のとおり整備することを標準とする。

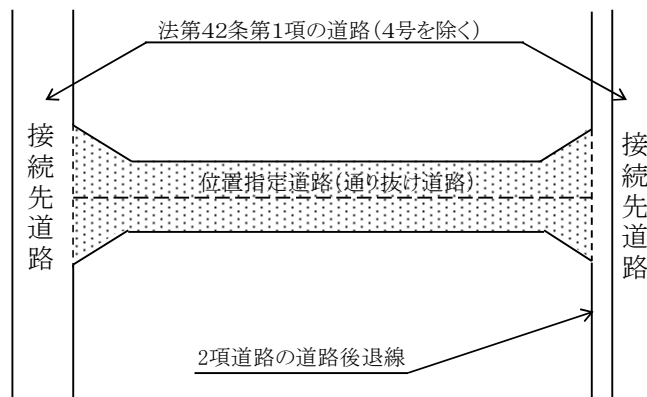
【標準横断面図】



※ 位置指定道路の幅員は、道路の中心線に対し、直角に測定し、有効幅員4.0m以上を確保すること。

イ 接続先道路

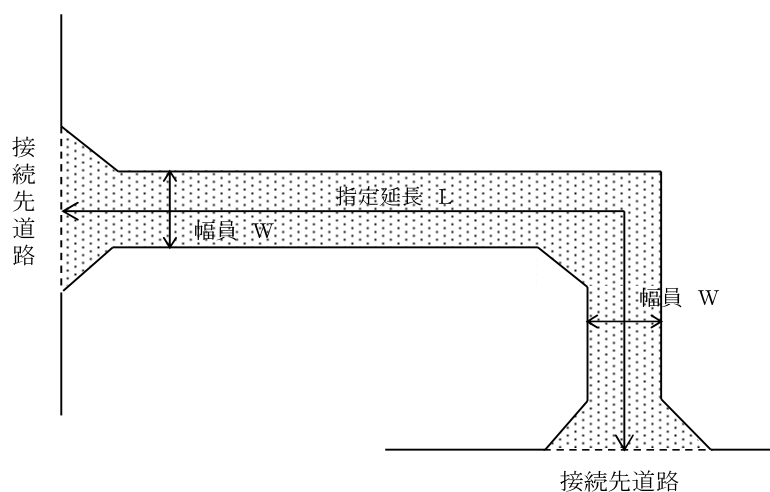
- 位置指定道路は、原則として両端が法第42条第1項(第4号を除く)又は第2項の道路に接続すること。



ウ 延長の  
測り方

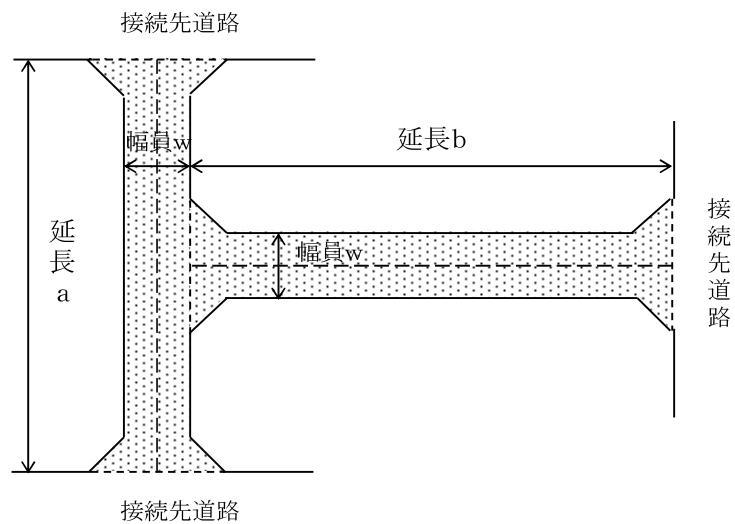
- 位置指定道路の延長は、その道路の中心線の長さを合計したものとする。

I. 道路の幅員が同一の場合



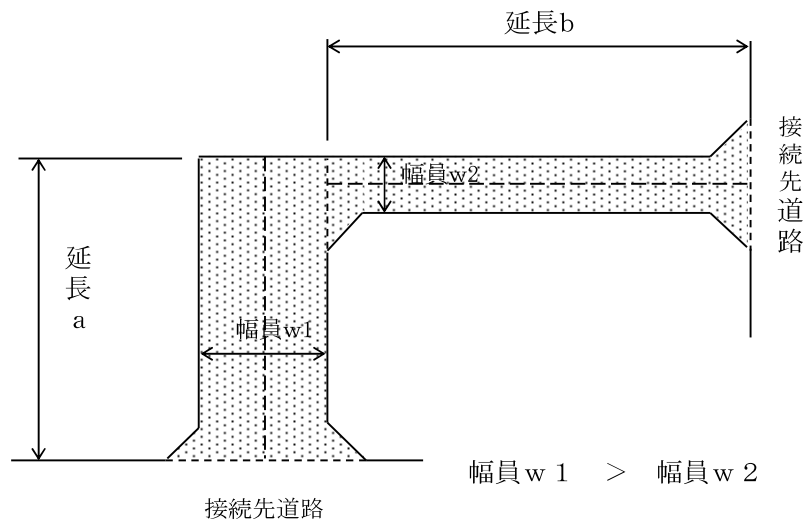
∴指定延長  $L = \text{道路中心間の長さ}$

II. 道路の幅員が同一で複数の道路が接続する場合



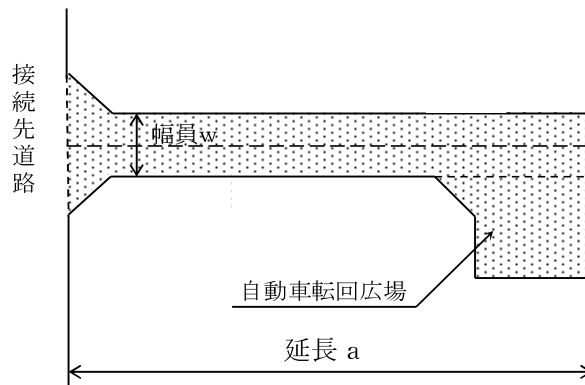
∴指定延長  $L = \text{延長 a} + \text{延長 b}$

Ⅲ. 道路の幅員が異なる場合



∴ 指定延長  $L = \text{延長 } a + \text{延長 } b$

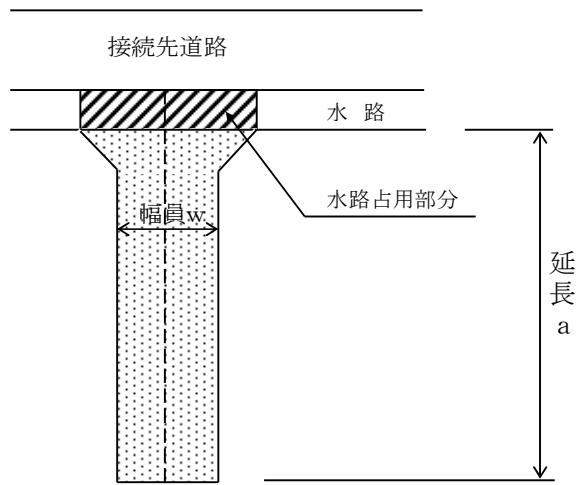
Ⅳ. 自動車転回広場のある場合



∴ 指定延長  $L = \text{延長 } a$

V. 水路に橋等を架ける場合

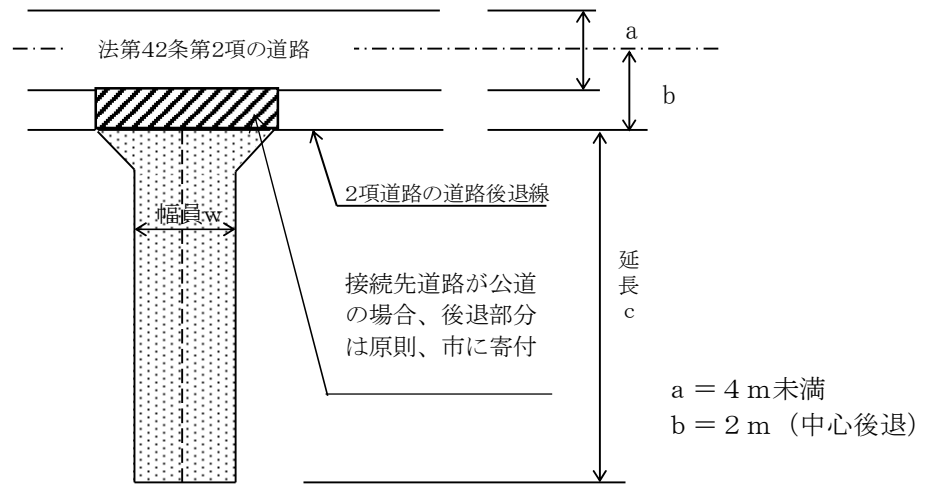
※ 水路占用許可等については、河川課との協議すること。



∴ 指定延長  $L = \text{延長 } a$

VI. 接続先道路が法第42条第2項の場合

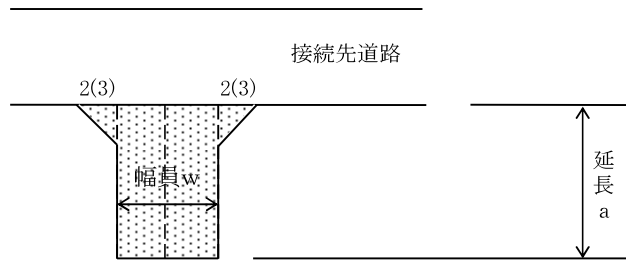
※ 後退方法については、建築安全課及び道路管理課（公道の場合に限る）と協議すること。



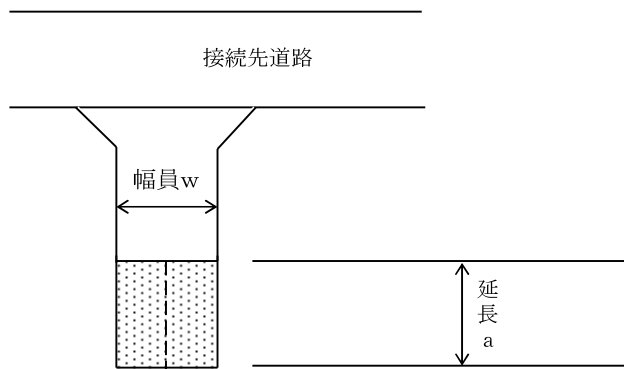
$a = 4 \text{ m 未満}$   
 $b = 2 \text{ m (中心後退)}$

∴ 指定延長  $L = \text{延長 } c$

VII. 間口の幅以上又は既存幅員以上とする場合



∴指定延長  $L = \text{延長 } a > (\text{両側} : 2\text{m} + \text{幅員 } w + 2\text{m} \text{以上})$   
 (片側 :  $3\text{m} + \text{幅員 } w \text{以上})$

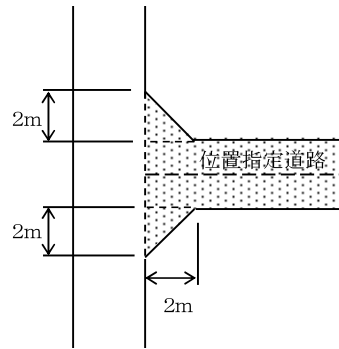


∴指定延長  $L = \text{延長 } a > \text{既存指定幅員 } w$

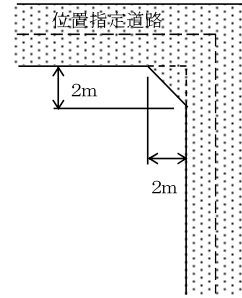
エ 隅切りの構造

- 位置指定道路が同一平面で交差し、もしくは接続し又は屈曲する場合には、隅切りを次の基準に基づき設置すること。

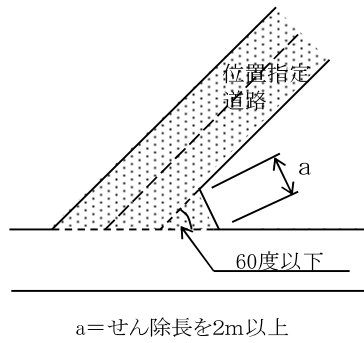
I. 両側隅切り



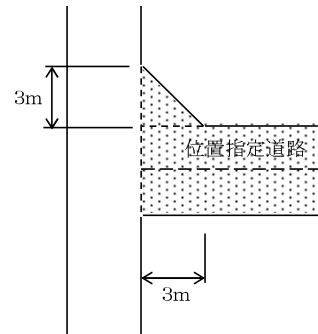
II. 屈曲する場合



III. 屈曲する場合

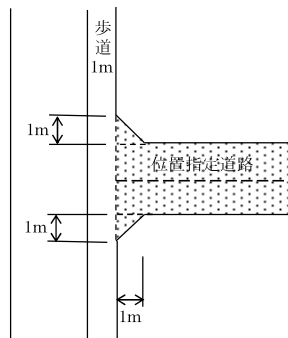


IV. 両側隅切りにすることが不可能な場合

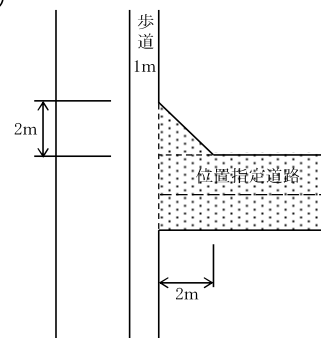


V. 接続先道路の歩道幅員が1m以上ある場合

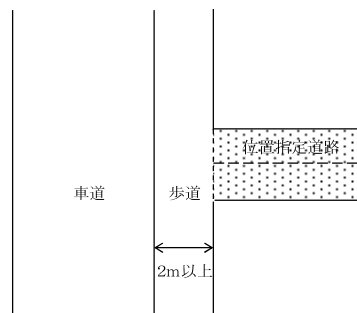
①



②



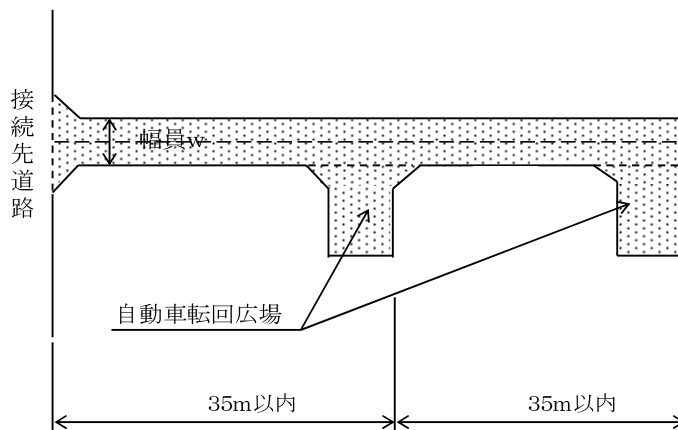
VI. 接続先道路の歩道幅員が2m以上ある場合



オ 自動車  
転回広場の設  
置

- 自動車転回広場は、建設省告示第1837号に基づき設置するものとする。位置指定道路が袋路状道路となる場合（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、既存の袋路状道路の延長を含む。）には、終端及び区間35m以内ごとに自動車転回広場を設けなければならない。

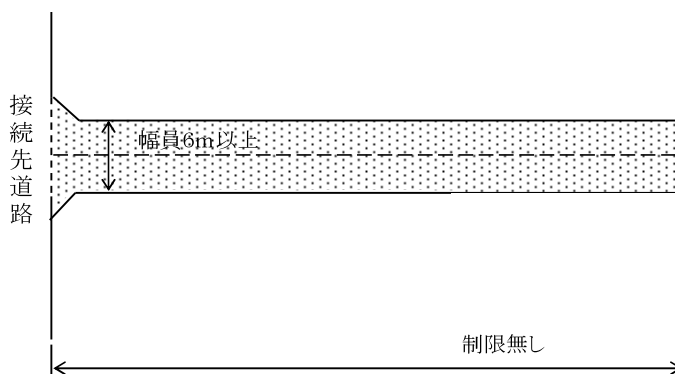
【自動車転回広場の設置】



※ 自動車転回広場の規模等はP30以降を参照

カ 自動車  
転回広場の免  
除

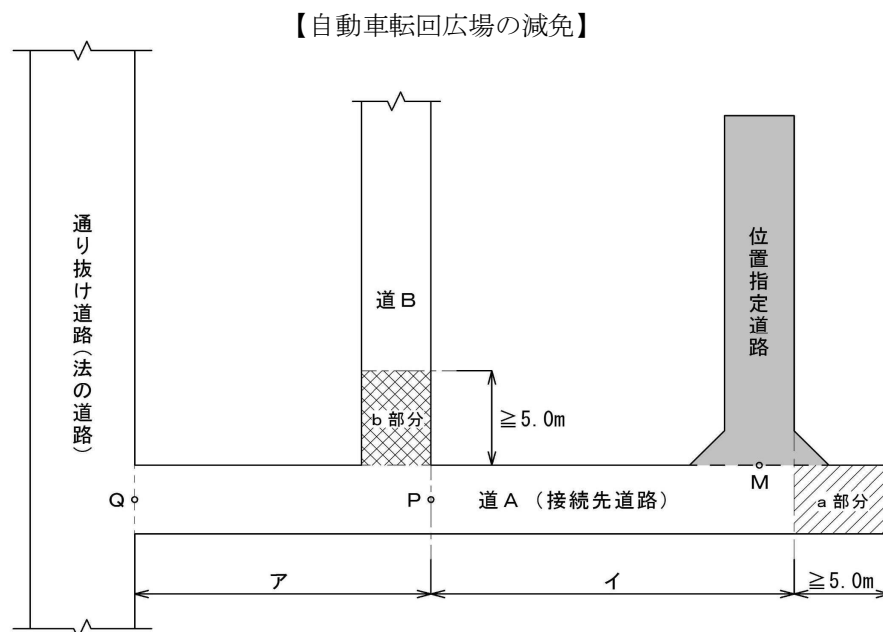
- 自動車転回広場は、次の基準に適合する場合は設置不要とする。  
I. 位置指定道路の幅員が6m以上の場合



キ 自動車  
 転回広場の減  
 免

- 令第144条の4第1項第1号イ及びハの規定により、位置指定道路が既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続し、延長が35mを超える場合は、接続先となる既存の道路にも自動車転回広場が必要となるが同号ホ「特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合」として、次の基準に該当する場合は、自動車転回広場の設置を減免することができる。

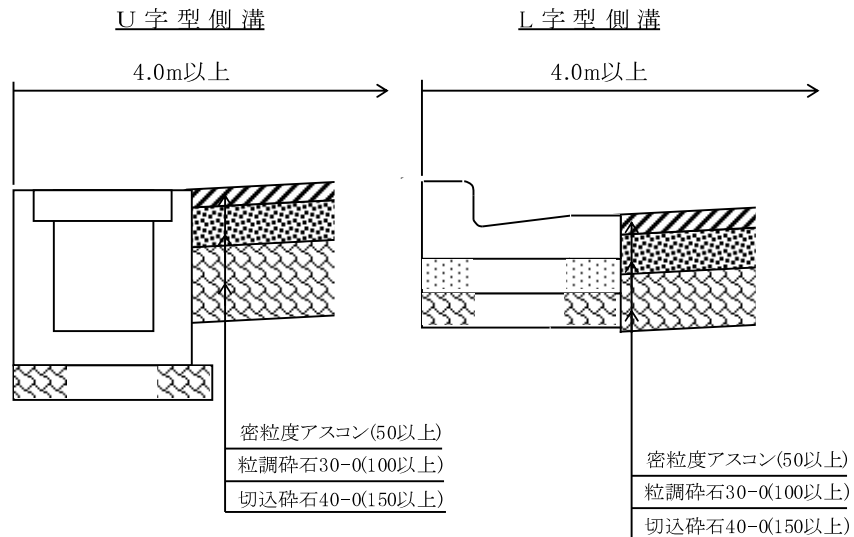
※延長とは接続先の袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含んだものであり、以下、延長（総計）という。



- I. ①～③のすべてを満たす場合は、延長（総計）はア及びイの区間を免除し、基点はMとする。
  - ① 道Aが法の道路（私道を除く）であり、自動車の通行に支障がない
  - ② a部分が5.0m以上
  - ③ a部分を使って自動車の転回ができる状況
- II. 道Aにおけるa部分がなく、①～④のすべてを満たす場合は、延長（総計）はアの区間を免除し、基点はPとする。
  - ① 道Aが法の道路（私道を除く）であり、自動車の通行に支障がない
  - ② 道Bが法の取扱いがある道（私道を除く）であり、自動車の通行に支障がない
  - ③ b部分が5.0m以上
  - ④ b部分を使って自動車の転回ができる状況
- III. 上記I及びIIに該当しない場合の延長（総計）の基点はQとする。

(4)位置指定道路の構造

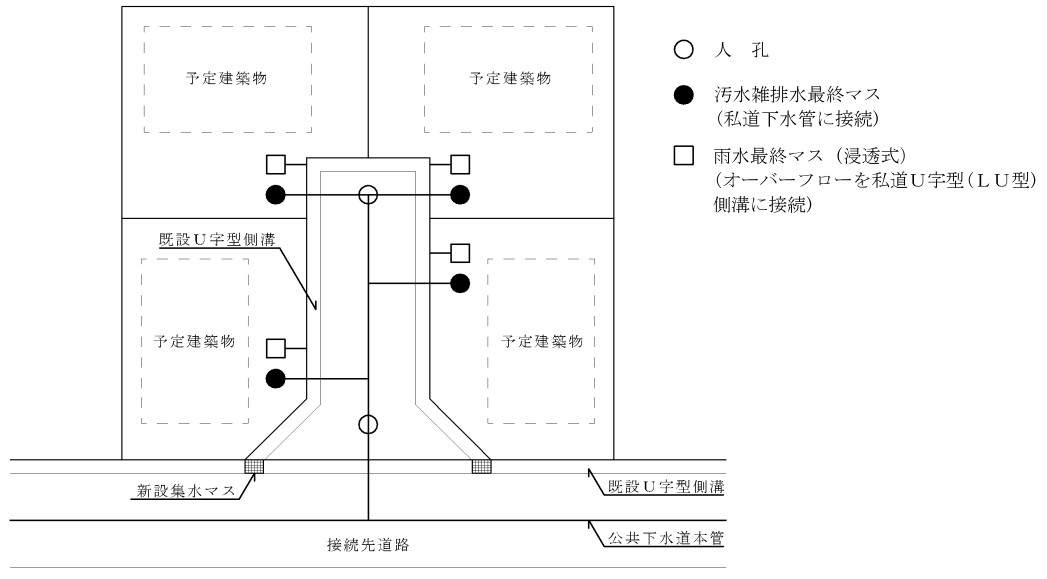
- ・ 位置指定道路の構造は、次の構造を標準とする。
  - I. 舗装は、アスファルト舗装50mm以上又はこれと同等以上とすること。
  - II. 路盤は、上層路盤を粒調碎石100mm以上とし、下層路盤を切込碎石150mm以上とすること。
  - III. 位置指定道路の両側に側溝を設け、終端部は側溝又は縁石等で位置を明確にすること。側溝の形態は接続先道路の構造に合わせU字型側溝又はL字型側溝で施工すること。
  - IV. 縦断勾配は12%以下とすること。ただし、8%以上の場合はすべり止め舗装を施工すること。
  - V. 横断勾配は2%以下とすること。
  - VI. 盛土その他軟弱な地盤に設けられ、通行上支障を来す恐れのある場合は、十分に転圧等を行い、強固な地盤にしてから舗装工事をする事。
  - VII. 道路が宅地等より高い場合は、指定される幅員外に原則としてガードレール等の安全施設を設けること。
  - VIII. 原則として、階段状でないこと



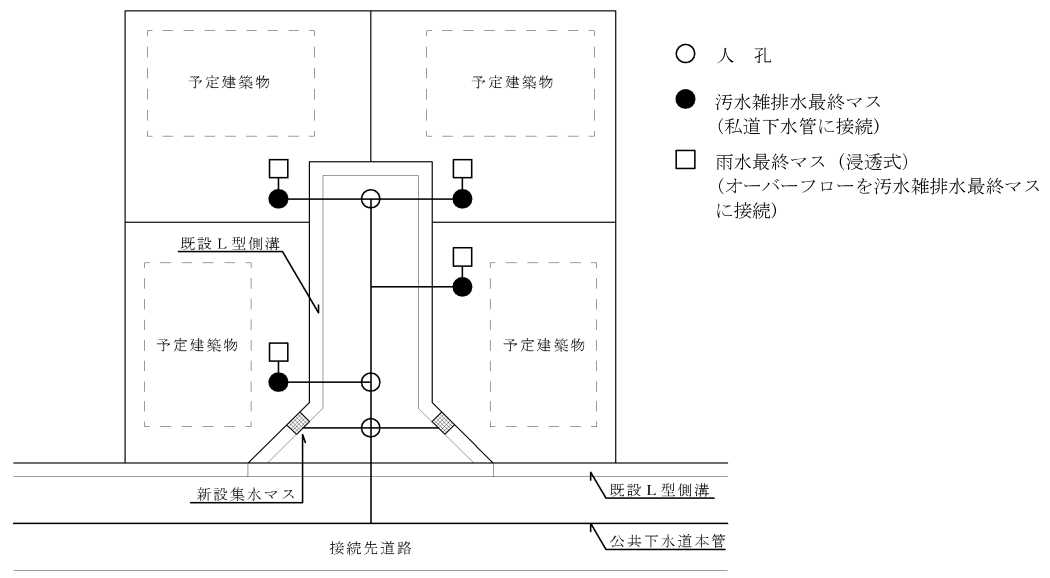
(5)排水施設

- ・ 排水施設は、次の基準のとおり施工すること。
  - I. 公共下水道供用区域内における位置指定道路の排水については、分流区域及び合流区域にかかわらず、接続方法、技術上の基準、施工方法及び構造の詳細について、下水道維持課と協議すること。
  - II. その他の区域における位置指定道路は両端にU字型側溝を設け放流するものとし、放流先である接続先道路等の側溝あるいは排水路については、公共施設管理者と協議すること。
  - III. 排水施設計画の例

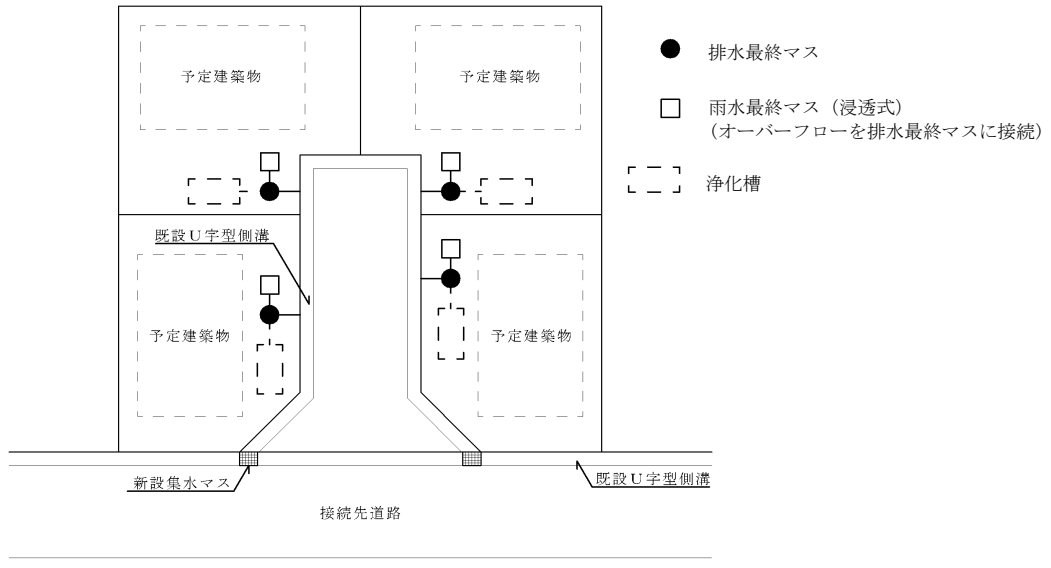
① 分流区域



② 合流区域



③ その他の区域



注1：位置指定道路を計画する場合は、事前に公共下水道管の深さ、管径、流水方向等の現地調査を十分にを行い計画すること。

注2：位置指定道路内の排水設備は、市において維持管理を行わないため、公用（市指定）蓋を設置しないこと。

注3：排水管を側溝に接続する箇所は、側溝の底部より100mm以上離隔し、接続箇所の側溝蓋はグレーチング蓋を設置すること。

(6) 上水道施設

- ・ 上水道施設については、上水道維持課と協議すること。
- ・ 位置指定道路の路盤完了時までに配管等の埋設を完了していること。

(7) 消防ポンプ車の進入等

- ・ 消防水利については、消防局警防課と協議すること。
- ・ 消防ポンプ車等の進入については、消防活動上支障のないように道路幅員を確保すること。また、障害物のないような道路構造とすること。

(8) 給電施設

- ・ 給電施設については、一般電気事業者と協議すること。
- ・ 幅員が6m未満の位置指定道路内には電柱を設置しないこと。

(9) 分筆及び地目の変更

- ・ 申請手続きの流れにそって、土地の分筆及び地目変更を次のとおり行うこと。
  - I. 土地利用区域（位置指定道路部分と利用宅地部分）の分筆
  - II. 位置指定道路が接続する道路の後退部分及び道路拡幅部分の分筆
  - III. 位置指定道路及び自動車転回広場の分筆
  - IV. 位置指定道路及び自動車転回広場の部分の地目を公衆用道路に変更

- (10) 工事の着工及び検査
  - ・ 申請及び工事の進行に応じて、下記の検査を受けること。
    - I. 事前協議結果通知後に道路築造工事を行い、本申請後に、申請図書に基づく道路幅員、延長、構造、排水施設敷設状況等を確認するための中間検査（必要に応じて行う。）。
    - II. 本申請による書類審査完了後に、利用宅地と道路形状及び各寸法等を確認するための完了検査。
  
- (11) 道路の位置の表示及び維持管理
  - I. 位置表示は、コンクリートその他の耐水材料でつくられている側溝、縁石（終端部のみ）、石杭（屈曲部分）で行うこと。
  - II. 道路の位置の指定を受けた者は、その道路について、常に適正な状態を保つよう維持管理を行うこと。
  - III. 上記の道路の権利を移転する場合には、移転を受ける者に維持管理について継承すること。
  
- (12) 廃止・変更
  - I. 法の規定に抵触する場合は不可とする。
  - II. 通り抜け道路の一部廃止は、原則として不可とする。
  - III. 道路の幅員を一部だけ変更することは、原則として不可とする。
  - IV. 廃止により路地状敷地が生ずる場合は、路地状部分の土地の使用関係を明確にすること。又、借地の場合は建築敷地としての使用承諾を得ること。
  - V. 道路の位置の指定をする場合と同様に関係権利者の同意（P 16、17）を必要とする。
  
- (13) 文化財の保護
  - ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条に規定する埋蔵文化財の記録及び保存を図るため、位置指定道路の計画段階で事業内容等を確認し、文化財保護法について、文化財課と協議すること。
  
- (14) ゴミ置場の設置
  - ・ ゴミ置場の設置について、収集業務課と協議すること。
  
- (15) 隣接地等の安全性
  - I. 位置指定道路の築造により、位置指定道路と隣接地に高低差が生じる場合は、必要に応じて位置指定道路及び隣接地の安全対策をすること。
  - II. 接続先道路と位置指定道路の接続部分は、原則として、交通安全上問題のある場所（バス停付近、見通しが悪い箇所等）としないこと。

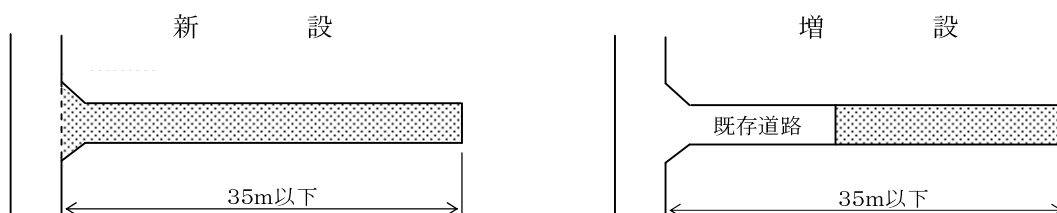
## 参考資料

### (1) 道に関する基準

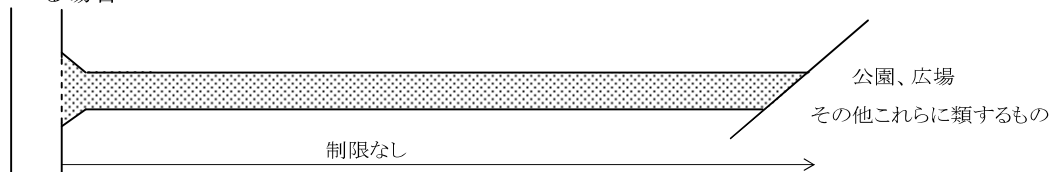
令第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

1 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合には、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

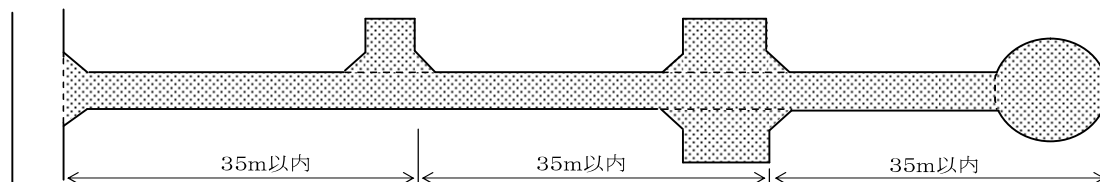
イ 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35m以下の場合



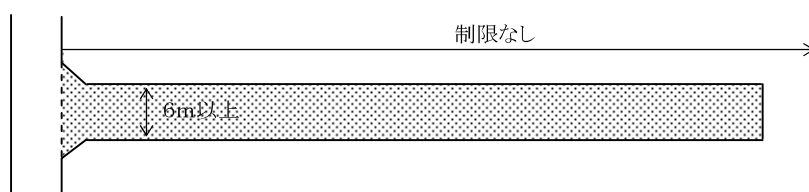
ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合



ハ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合



ニ 幅員が6m以上の場合



ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

### (2) 自動車転回広場の大きさ

自動車の大きさ・・・道路運送車両法施行規則別表第1に規定する小型四輪自動車の大きさ、幅1.7m以下、長さ4.7m以下。

ア □型の場合

(ア) 2台停車 間口6m以上として面積40㎡以下とする。

(イ) 1台停車 間口4m以上として面積30㎡以下とする。

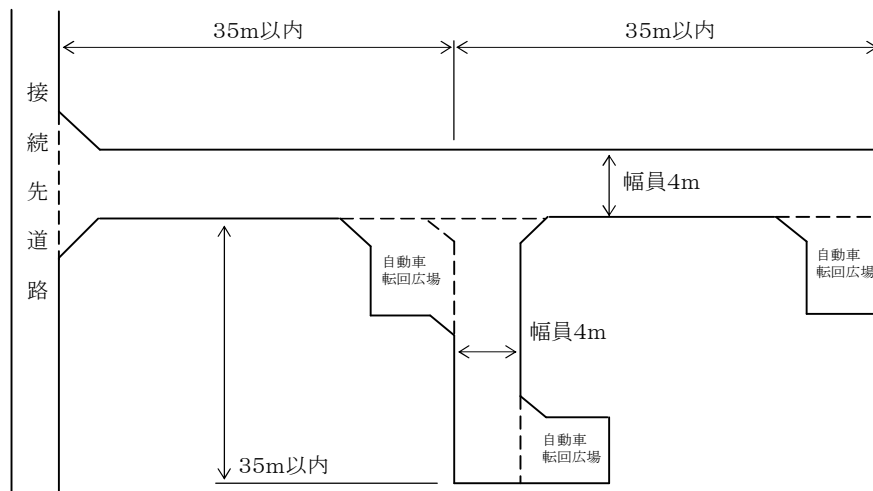
イ ○型の場合

道の中心線を中心点として半径7m以上で、面積165㎡以下とする。

ウ 隅切りを設けること（角地の隅角をはさむ辺の長さを1mとする。）。

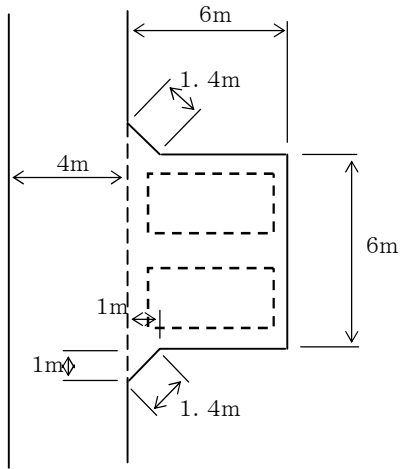
(3) 自動車転回広場の取り付け例、形態

ア 取り付け例

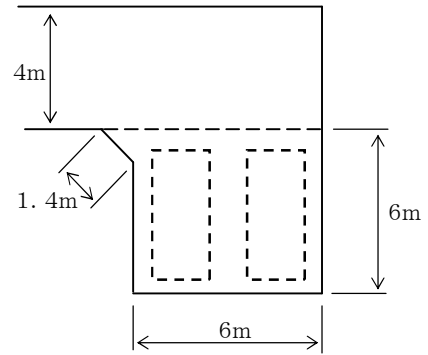


イ 自動車転回広場の形態

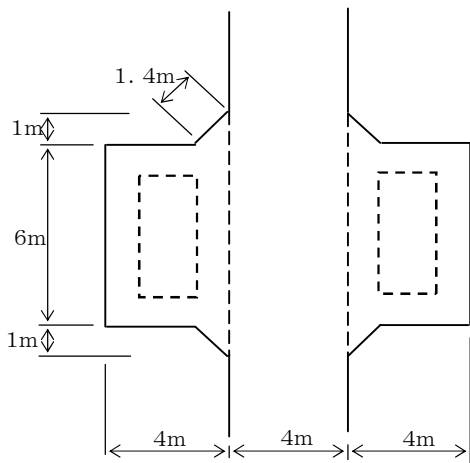
(ア)



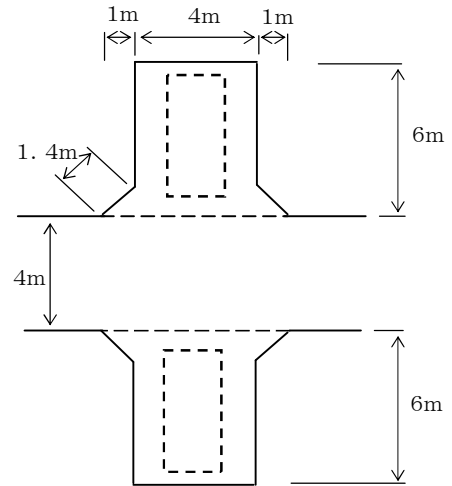
(イ)



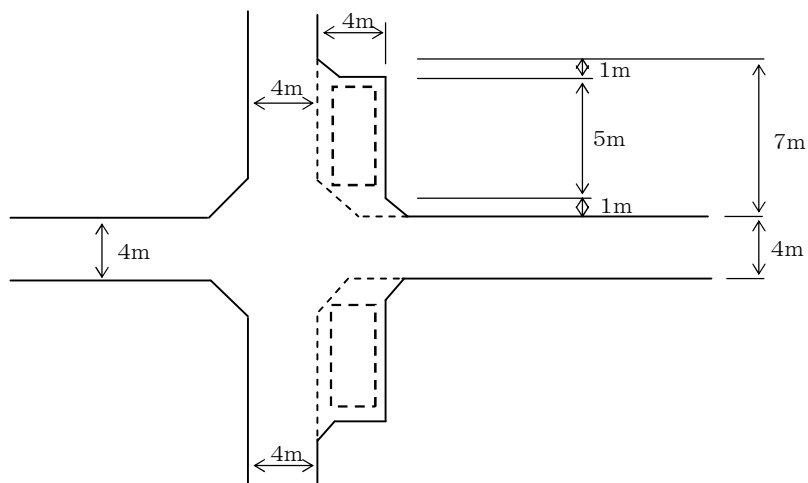
(ウ)



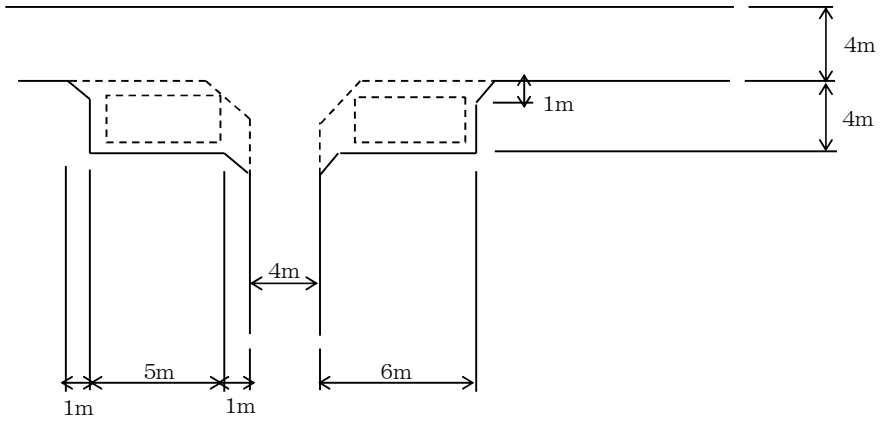
(エ)



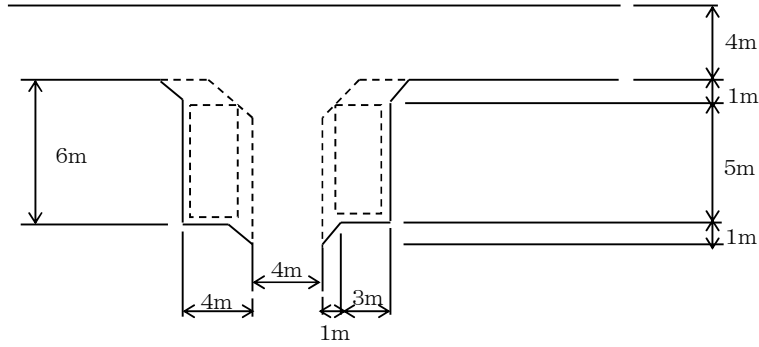
(オ)



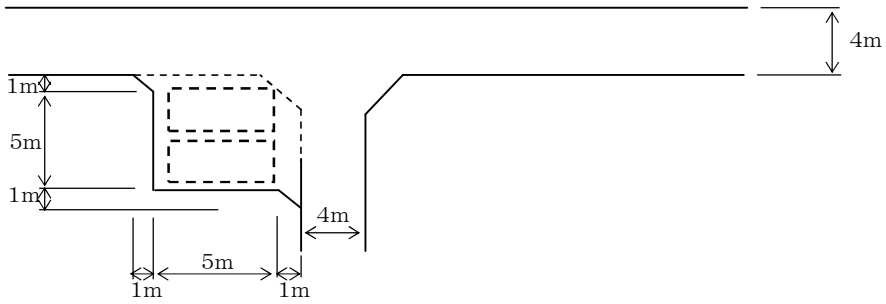
(カ)



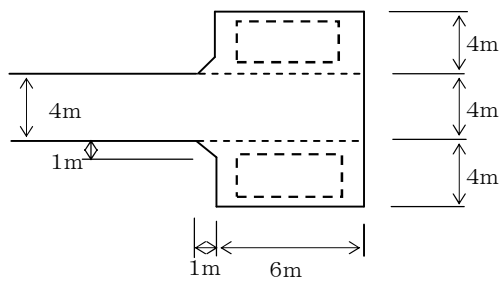
(キ)



(ク)



(ケ)



# 道路位置指定に関する関係協議先一覧

協議先		主な協議内容	庁舎別電話番号(代表)等
建設部	道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占用について</li> <li>・官民境界確認及び公道幅員について</li> <li>・排水接続について</li> </ul>	第一本庁舎 3階 道路管理課 048-229-5904(占用係) 048-229-5905(台帳係) 048-229-5906(境界係)
	河川課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路境界確認について</li> <li>・排水について(下水道処理区域外)</li> <li>・雨水排水について</li> <li>・水路占用について</li> </ul>	第一本庁舎 3階 河川課 048-229-5917
都市計画部	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車施設、計画道路について</li> <li>・地区計画について</li> <li>・都市計画法第53条申請(都市計画道路)について</li> </ul>	第一本庁舎 3階 都市計画課 048-242-6331 048-242-6332 048-242-6333
	みどり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地について</li> </ul>	第一本庁舎 3階 みどり課 048-242-6335
	開発審査課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第29条による開発行為について</li> <li>・都市計画法施行規則第60条による適合証明書について</li> </ul>	第一本庁舎 3階 開発審査課 048-242-6348
都市整備部	区画整理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第53条申請(区画整理予定区域)について</li> </ul>	第一本庁舎 4階 048-229-5972
	各土地区画整理事務所及び土地区画整理組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理法第76条申請(区画整理施行区域)について</li> <li>・仮換地について</li> <li>・公道について</li> <li>・排水について</li> </ul>	西部土地区画整理事務所 048-266-6600 東部土地区画整理事務所 048-284-0100 北部土地区画整理事務所 048-295-1009 里土地区画整理事務所 048-286-2888 区画整理組合推進室 048-294-2774
上下水道局	上水道維持課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道について</li> </ul>	水道庁舎 1階 048-258-4132(代表)
	下水道維持課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水について(下水道処理区域内)</li> <li>・雨水排水について</li> </ul>	
生涯学習部	文化財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財について</li> </ul>	青木3丁目分室 文化財課執務室 048-271-9573
消防局	警防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両の進入について</li> <li>・消防水利について</li> </ul>	消防局 警防課 048-261-8971

協 議 先		主 な 協 議 内 容	庁舎別電話番号(代表)等
環 境 部	収集業務課	・家庭系廃棄物保管場所の設置について	青木収集事務所 (旧青木環境センター 2階) 048-251-1174
	資源循環課	・事業系廃棄物保管場所の設置について	朝日環境センター リサイクルプラザ 2階 048-228-5370
農業委員会事務局		・農地の転用について	第一本庁舎 5階 048-258-7922
さいたま県土 整備事務所		・国道 1 2 2 号線及び県道について	048-861-2495

### 協 議 先 案 内

施 設 名 称	住 所	電 話
川口市役所 第一本庁舎	川口市青木2-1-1	048-258-1110 (市役所代表)
上下水道局 水道庁舎	川口市青木5-13-1	048-258-4132 (代表)
消防局	川口市芝下2-1-1	048-261-8971
青木収集事務所(収集業務課)	川口市青木3-16-1	048-251-1174
文化財執務室(文化財課)	川口市青木3-17-11	048-271-9573
西部土地区画整理事務所	川口市大字伊刈200	048-266-6600
東部土地区画整理事務所	川口市大字東本郷1060-1	048-284-0100
北部土地区画整理事務所	川口市大字安行492-1	048-295-1009
里土地区画整理事務所	川口市大字里331	048-286-2888
区画整理組合推進室	川口市大字久左衛門新田47-1	048-294-2774
さいたま県土整備事務所	さいたま市南区沼影2-4-7	048-861-2495

## 道 路 位 置 指 定 書 式 一 覧

No.	書 類 名	内 容	様 式 番 号	備 考
1	位置指定相談票			
2	道路位置指定事前協議申請書			
3	道路位置指定事前協議申請関係説明書			
4	位置指定道路事前協議書配布一覧表			
5	道路位置指定に関する協議書			
6	道路位置指定申請書		細則様式第12号	
7	道路位置図（指定・変更・廃止）		細則様式第13号	
8	道路位置指定通知書		細則様式第14号	
9	道路指定の変更（廃止）申請書		細則様式第15号	
10	道路指定の変更（廃止）通知書		細則様式第16号	
11	申請取り下げ書		細則様式第23号	

## 道路位置指定申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住 所  
申請者  
氏 名

指定を受けようとする者住所氏名	電話番号					
代理者住所氏名	電話番号					
図面作成者住所氏名	電話番号					
道路としたい土地の地名地番						
申請に係る道路の概要	幅員	m	延長	m	面積	m <sup>2</sup>

この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾します。

地番	所有者住所氏名印	承諾年月日	所有権以外の権利者		承諾年月日	建築物又は工作物の所有者住所氏名印	承諾年月日
			種別	住所氏名印			
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	

この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。

管理者の住所及び氏名 電話番号 印

手数料欄

備考

指 定 番 号 年 月 日
第 号
年 月 日





道路指定の変更（廃止）申請書

建築基準法第42条第 項第 号の指定に係る道路を変更（廃止）したいので、川口市建築基準法施行細則第11条第1項の規定により申請します。  
この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住 所  
申請者  
氏 名

指定を受けた者 住 所 氏 名	電話番号						
代理者住所氏名	電話番号						
図面作成者 住 所 氏 名	電話番号						
変更（廃止）したい 道路の地名地番							
変更（廃止）したい 道路の概要	幅員	m	延長	m	面積	m <sup>2</sup>	
指定を受けた 年 月 日							
この申請図書のとおりに道路の変更（廃止）を承諾します。							
地番	所有者住所氏名 印	承諾 年月日	所有権以外の権利者		承諾 年月日	建築物又は 工作物の所有者 住所氏名印	承諾 年月日
			種別	住所氏名印			
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	
この申請図書のとおりに道路の位置の指定を受けることを承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。							承諾 年月日
管理者の 住所及び氏名						電話番号	印
手数料欄							
備 考					変更（取消）番号年月日		
					第 号		
					年 月 日		

道路指定の変更（廃止）通知書

年 月 日付けで申請のあった建築基準法第42条第 項第 号の指定に係る道路指定の変更（廃止）については、当該道路の指定を変更した（取り消した）ので、川口市建築基準法施行細則第11条第2項の規定により通知します。

変更（取消）番号 第 号

年 月 日

川 口 市 長



申請者住所氏名	電話番号					
指定を受けた者住所氏名	電話番号					
代理者住所氏名	電話番号					
図面作成者住所氏名	電話番号					
変更（廃止）となる道路の地名地番						
変更（廃止）となる道路の概要	幅員	m	延長	m	面積	m <sup>2</sup>

この申請図書のとおり道路の変更（廃止）を承諾します。

地番	所有者住所氏名 印	承諾年月日	所有権以外の権利者		承諾年月日	建築物又は工作物の所有者住所氏名印	承諾年月日
			種別	住所氏名印			
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	
	印			印		印	

この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾し、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理します。

管理者の住所及び氏名 電話番号 印

備考

申請取下書

年      月      日	
川口市長 (あて先) 建築主事	
さきに提出した_____申請を取り下げたいので、川口市建築基準法施行細則第 20 条第 2 項の規定により提出します。	
申請者 住 所  氏 名  電話番号	
建築主(設置者・築造主) 住 所 氏 名	電話番号
申請年月日・受付番号	
建築(設置・築造)場所	
工 事 種 別	
主 要 用 途	
構 造 規 模	
理 由	
受 付 印	処 理 欄

- (注) 1 申請者が建築主等以外の場合は、委任状を添付してください。  
 2 2部提出してください。

## 建築基準法（抜粋）

---

（道路の定義）

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

- 一 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 二 都市計画法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）又は密集市街地整備法（第6章に限る。以下この項において同じ。）による道路
- 三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
- 四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2から6 略

## 建築基準法施行令（抜粋）

---

（道に関する基準）

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
  - イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合
  - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
  - ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
  - ニ 幅員が6メートル以上の場合
  - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
  - 四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
  - 3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

## 建築基準法施行規則（抜粋）

（道路の位置の指定の申請）

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

（指定道路等の公告及び通知）

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 略

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

## 川口市建築基準法施行細則（抜粋）

---

### （道路位置指定申請）

第10条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）を受けようとする者は、様式第12号の申請書に省令第9条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）道路位置指定を受けようとする土地（以下この項において「道路予定地」という。）の登記事項証明書
- （2）道路予定地の公図の写し
- （3）道路予定地に建築物又は工作物がある場合にあつては、当該建築物又は工作物の登記事項証明書
- （4）道路位置指定を受けることを承諾した者の印鑑証明書
- （5）様式第13号の道路位置図
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請に基づいて道路位置指定をしたときは、様式第14号の通知書により申請者に通知するものとする。

### （私道に係る指定の変更又は廃止）

第11条 私道に係る法第42条第1項第5号又は同条第2項若しくは第3項の指定の変更又は廃止を申請しようとするときは、様式第15号の申請書に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）変更又は廃止をしようとする道路の敷地（以下この項において「対象敷地」という。）の登記事項証明書
- （2）対象敷地の公図の写し
- （3）前条第1項第4号及び第5号に掲げる図書
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請に基づいて当該私道に係る指定を変更し、又は取り消したときは、その旨を公告し、かつ、様式第16号の通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第42条第1項第5号の指定（以下この項において「指定」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部について廃止をすることができる。

- （1）指定の意義が実質的に失われている場合
- （2）指定の基準に適合している道がなく所有者等からの申請が見込めないと認められる場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

4 市長は、前項の規定により指定を廃止したときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- （1）指定の廃止に係る道路の種類
- （2）指定の廃止の年月日
- （3）指定の廃止に係る道路の位置
- （4）指定の廃止に係る道路の延長及び幅員

# 《位置指定相談票》

市  
郊  
(R1. 6. 6)

※太枠内に記入してください。

※計画地及び既存宅地等の計画の一体性については、必ず開発審査課に相談票を提出し、  
ご確認ください。

※裏面に記載してある書類を添付して提出してください。

※受付後、約2～3週間以内に連絡者あて、口頭でのみ回答いたします。

(書面での回答は致しません)

※相談内容については第三者(検査機関含む)には回答致しません

事業者	住所				
	氏名	(代表者)			
	職業		連絡先		
連絡者 (代理人)	会社名				
	氏名		連絡先		
現地調査時の注意事項	現地立ち入り時の承諾	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 要	氏名	〔 〕
	現地対応者	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	連絡先	
土地の所在 (地名地番)	川口市				
面積(実測・公簿) どちらかに○を記入	m <sup>2</sup>	登記地目		都市計画法上の用途地域	地域
土地利用の目的 及び相談内容  (出来る限り具体的かつ簡潔に記載してください。記載されていること以外についてはご回答できませんので、ご注意ください。)					
計画地の一体性について	<input type="checkbox"/> 開発審査課に相談済みである (相談票No )		<input type="checkbox"/> 開発審査課に今後相談予定である		
計画建築物の用途					
受付日	年	月	日	受付No.	号
				応対者	

# 相談票添付資料

1 案内図

2 公 図 (6ヶ月以内)

※コピー可。計画地を明確に図示してください。

3 (土地)登記事項証明書 (6ヶ月以内)

※要約書不可。全部事項証明書を添付のこと。コピー可。

4 (家屋)登記事項証明書 (6ヶ月以内)

※要約書不可。全部事項証明書を添付のこと。コピー可。

5 土地利用計画図 (配置図・区割図等)

※誓約地を含む計画とする場合は、誓約地を明確に図示してください。

6 既存建築物の法適合性が確認できる資料

※既存建築物がある場合、位置指定道路を指定、変更又は廃止することによる道路斜線、建蔽率、容積率、接道状況等の規定が適法である旨が確認できる資料を添付してください。

7 その他 資料等

# 道路位置指定事前協議申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 住所  
氏名  
電話

設計者 住所  
氏名  
電話

担当者

川口市道路位置指定等に関する協議基準の規定により事前協議をしたいので、関係図書を添付して申請いたします。

記

- 1 道路位置指定区域に含まれる土地の地名地番
- 2 道路位置指定区域の用途地域、面積
- 3 予定建築物の用途、区画数

## 道路位置指定事前協議申請関係説明書

- 1 道路位置指定事前協議申請書に下記の図書を添え、都市計画部建築安全課あて正副各1部（索引付きのものをファイル綴り）、及び関係協議先の部数を提出してください。
- 2 埋蔵文化財包蔵地については、文化財課に確認してください。
- 3 添付図書一覧

No.	添付図書	縮尺	備考
1	委任状		
2	案内図	1/2500	
3	公図	1/600以上	道路及び計画敷地を明記
4	現況図	1/200以上	現況道路幅員（法第42条各号の別）、隣接家屋の位置を明記
5	求積図及び求積表	1/200以上	道路となる土地、利用宅地
6	土地利用計画図	1/200以上	
7	給水施設計画図	1/200以上	
8	排水施設計画図	1/200以上	
9	構造図	1/50以上	道路、排水及び付帯施設の構造
10	公道取り付け平面図・縦断図	1/20以上	
11	道路組成図	1/50以上	
12	公図の写し		申請地、建物、隣接地
13	登記事項証明書		申請地、建物、隣接地
14	道路位置図		様式第13号：記載内容チェック用、A3版可で押印不要
15	仮換地図・仮換地証明図・底地証明書		土地区画整理事業地内の場合
16	その他必要書類のあるときは、末尾に添付のこと。		

受付印
年 月 日 受領

# 道路位置指定事前協議書 配布一覽表

配 布 先	受 領 年 月 日	備 考	受 領 印
道 路 管 理 課 ( 第 一 本 庁 舎 3 F )	. .		
河 川 課 ( 第 一 本 庁 舎 3 F )	. .		
都 市 計 画 課 ( 第 一 本 庁 舎 3 F )	. .		
開 発 審 査 課 ( 第 一 本 庁 舎 3 F )	. .		
み ど り 課 ( 第 一 本 庁 舎 3 F )	. .		
文 化 財 課 (文化財課執務室(青木3丁目分室))	. .		
下 水 道 維 持 課 ( 上 下 水 道 局 1 F )	. .		
上 水 道 維 持 課 ( 上 下 水 道 局 1 F )	. .		
消 防 局 警 防 課	. .		
区 画 整 理 組 合 推 進 室 土地区画整理事務所	. .		
収 集 業 務 課 ( 青 木 収 集 事 務 所 )	. .		
資 源 循 環 課 ( 朝 日 環 境 セ ン タ ー 2 F )	. .		
農 業 委 員 会 事 務 局 ( 第 一 本 庁 舎 5 F )	. .		
さいたま県土整備事務所	. .		
道 路 街 路 課 ( 第 一 本 庁 舎 3 F )	. .		
	. .		

※関係各課に事前協議書を配布後、すみやかに担当者に提出してください。

# 道 路 位 置 指 定 に 関 す る 協 議 書

協 議 先	協 議 内 容	協 議 年 月 日	課 長 印
道 路 管 理 課	道路占用について  官民境界及び公道幅員について  排水について  法24条申請・掘削規制について  その他  中間検査の有無について（代理者へ返却の際○を記載願います。）  中間検査      有 ・ 無		
河 川 課	水路境界及び水路幅員について  その他  中間検査の有無について（代理者へ返却の際○を記載願います。）  中間検査      有 ・ 無		
開 発 審 査 課	開発行為について  中間検査の有無について（代理者へ返却の際○を記載願います。）  中間検査      有 ・ 無		
都 市 計 画 課	用途地域・地区計画について  都市計画道路・その他		
み ど り 課	生産緑地について		
区画整理 組合推進室  土地区画 整理事務所	換地について  公道について  排水について  中間検査の有無について（代理者へ返却の際○を記載願います。）  中間検査      有 ・ 無		

協 議 先	協 議 内 容	協議年月日	課長印
下水道維持課	排水について その他 中間検査の有無について (代理者へ返却の際○を記載願います。) 中間検査 有 ・ 無		
上水道維持課	給水について その他 中間検査の有無について (代理者へ返却の際○を記載願います。) 中間検査 有 ・ 無		
文化財課 文化財課執務室 (青木3丁目分室)	埋蔵文化財について その他		
資源循環課			
収集業務課	完了検査の有無について (代理者へ返却の際○を記載願います。) 完了検査 有 ・ 無		
消防局警防課	消防車の進入について 消防水利について その他		
農業委員会 事務局			
さいたま県土 整備事務所			
道路街路課			

編 集 発 行 川口市都市計画部建築安全課

所	在	〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号
電	話	048(258)1110(代表)
建築指導第1係		048(242)6344(直通) 内線20202
建築指導第2係		048(258)1199(直通) 内線20203
F A X		048(258)4805